

労働法学研究会 入会申込書

貴社入会約款に基き、入会申込をします。(下記をご覧ください)

申込日	令和 年 月 日
会員コード	

会 員 様 情 報	入会期	令和 年 月 期より1年間	契約コース() 年間会費 ¥ (消費税込み)
	団 体 名 (法人・組合・個人)	ふりがな	
			⑩
	住 所	ふりがな	
		〒	
	TEL/FAX	TEL () FAX ()	
	Eメールアドレス		
		※セミナー等のご案内を配信いたします。受信をご希望されるメールアドレスをご記入下さい。 ※複数名の登録が可能です。	
	申 込 者 氏 名	所属・役職	氏名／ふりがな
		⑩	
契 約 期 間	契約月より 1 年間	入会は年間単位での受付となります(お好きな月から1年間となります)。 会員は自動継続となっており、退会の場合は事前にご連絡下さい。	
セミナー等案内方法	☐ FAX ☐ メール ☐ 両方		

※お申込者の方に、「定例会案内」、「会報」、「セミナー案内状」、「請求書」等をご送付いたします。
※ご入会後に上記会員様情報に変更がありましたらご連絡、あるいはWEB上からお手続きください。

上記のお申込を確かに承諾致しました。

お支払い方法 クレジットカード・コンビニ・銀行振込	みずほ銀行 江戸川橋支店 当 座 預 金 13016	☐ 座名 株式会社労働開発研究会
------------------------------	-------------------------------	---

※銀行振込の場合は、お申込み受付後、ご請求書を発送致しますので、ご納金下さい。
※個人情報保護方針については<https://www.roudou-kk.co.jp/policy/>に記載しております。



東京都新宿区北町41番地

Tel 03-3235-1861 Fax 03-3235-1865

最新の情報は、弊社ホームページをご覧ください。

<https://www.roudou-kk.co.jp/>

その他、ご質問・ご要望はEメールにてお問い合わせください。

info@roudou-kk.co.jp

◆会社概要

- ・設 立：平成15年6月
- ・資 本 金：1000万円
- ・代 表 者：江曾 政英

◆業務内容

- ・人事・労働全般の情報収集・提供
- ・印刷・出版事業
- ・前各号に附帯する一切の事業

お申し込みの前に必ずお読み下さい。

入会約款 株式会社 労働開発研究会 (規約の成立) 第1条 労働法学研究会入会申込者(以下「申込者」という)は、申込書の記載内容及び次条以下の条項を確認及び承諾の上、申込書記載の日付において申込書記載の労働開発研究会に対して入会の申込を行い、労働開発研究会はこれを承諾します。入会は年間単位での受付となり、申込月から1年間となります。 (契約期間) 第2条 契約期間は、お申込日より1年間となります。契約は特に事前のお申し出のない限り自動更新となります。 (会費等の支払) 第3条 申込者は申込書に記載された金額の年会費を申込書の定める方法	により労働開発研究会の指定する期日までに支払うこととします。 更新の場合には、更新月の前月までに支払うこととします。 (料金) 第4条 法人会員の年会費は145,200円(132,000円+税)となります。その他は料金表に掲載の金額となります。 (会員サービス提供) 第5条 会員サービス提供形態の定義は、以下の通りとします。 (1) 定例研究会(以下「例会」という)とは、労働関係諸法の解説や人事制度事例、経営・労働管理、雇用・賃金・労働関係の問題の処理方法等を専門講師が解説する弊社主催の研究会です。 (2) 研究会報とは、例会の誌上再録とともに各種連載記事を掲載する定期刊行物です。会員にのみ無料送付するものとします。 (3) 弊社が主催する有料セミナーに特別価格にてご参加いただけます。 第6条 本契約において、会員サービス提供の開始日は、申込書の期間欄に記載した日付の始期とし、会員サービス提供の準備等がなされてお申込書内容の変更がない限り、現実の提供の有無を問わないものとします。 (例会)	第7条 労働開発研究会は民間催事場等において例会を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、会場または日時の変更、追加等をする事があります。 (入会申込後の撤回) 第8条 労働開発研究会は、本申込書の交付をした日から、その日を含む7日以内に申込者から書面による契約申込の撤回または契約解除の申し入れがあった場合には、無条件でこれに応じ、名称の如何を問わず受領した金額全額をすみやかに返還するとともに、解約手数料等の請求をしないものとします。但し、この期間内であっても、労働開発研究会の会員サービスを1回でも受けた場合は本条ではなく、第9条に規定する中途解約に関する条項を適用するものとします。 (中途解約) 第9条 労働開発研究会は第8条本文に定める入会申込後の撤回可能期間の経過後、申込者より書面により契約の解除の申し出があった場合には、所定の返金用紙に記載した金額をもって契約を終了できるものとします。この場合既納入金については一切ご返金しないものとします。 (紛争解決) 第10条	例会、セミナー開催場所等において生じた盗難、紛失、及び会場への移動中等に起きた事故並びに天災等については労働開発研究会は一切の責任を負いません。 2 本約款に定めのない事項については、民法等の関連法令に従うものとします。 (改定) 第11条 本約款は、社会情勢の変化等に応じて、事前の予告なく改定することがあります。 平成24年11月1日 一部改定 平成26年4月21日 一部改定 令和7年1月23日 一部改定
--	--	---	--